

輸入粗飼料に由来する

堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬成分(クロピラリド)が残留した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性**があります。



○ 輸入粗飼料を購入する際には、履歴を確認しましょう。

➔ 当該飼料にクロピラリドが残留している可能性があるかどうか、必ず**販売業者に確認**※し、その記録を残しましょう。

※ 飼料輸入・販売業者に対し、販売の際には当該情報を必ず伝達するよう指導しています。

○ 堆肥（排せつ物）を販売・譲渡する際には、情報を伝達しましょう。

➔ クロピラリドが残留している可能性がある飼料を給与した家畜に由来する堆肥（排せつ物を含む）を、耕種農家や堆肥センターに販売・譲渡する際には、**「この堆肥はクロピラリドが残留している可能性があるため、使用に当たっては留意する必要がある」ことを必ず伝達**しましょう。

○ マメ科牧草に堆肥等を施用する場合には、留意が必要です。

➔ **生育障害が出ないことについての確認**や、堆肥製造時の活性炭の混合等の**被害軽減対策を実施した上で施用**しましょう。

～ 参 考 ～

- ・クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤で、我が国が粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています(日本での使用は認められていません)。
- ・クロピラリドは、家畜や人に対する毒性は低く、また摂取しても時間が経てばほぼ全量が排泄されるため、飼料に残留していても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・クロピラリドは、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稲、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。

◎堆肥が生育障害を起こさないか確認しましょう。

確認方法は？

牛ふん堆肥を混ぜた土にサヤエンドウを播種し、その生育障害の発生状況により残留の状態を確認してください。

詳しくは、参考マニュアル又は最寄りの農業事務所(下に掲載)へお問い合わせください。

◎参考マニュアル

「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」 (独)農業・食品産業技術研究機構 発行

URL

https://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/clopyralid.pdf

(※生物検定の判定には、20～25℃の環境下で、3週間くらいかかります。)

◎本件に関する総合窓口

農林水産部畜産課 環境飼料班

電話043-223-2944

農林水産部担い手支援課 専門普及指導室

電話043-223-2913

◎生物検定の方法に関する各地域の相談窓口

農業事務所名	電話 (改良普及課)
千葉農業事務所	043-300-0950
東葛飾農業事務所	04-7162-6151
印旛農業事務所	043-483-1124
香取農業事務所	0478-52-9195
海匝農業事務所	0479-62-0334
山武農業事務所	0475-54-0226
長生農業事務所	0475-22-1771
夷隅農業事務所	0470-82-2213
安房農業事務所	0470-22-8132
君津農業事務所	0438-23-0299